

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就実大学・就実短期大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、就実大学・就実短期大学（以下「本学」という。）が、産学官連携活動を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を行うことに伴う経済的利益又は責務と、本学で行う活動との利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、本学及び教職員の社会的信頼を確保するとともに、本学の産学官連携活動等を適正かつ円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教職員 本学の常勤の教職員をいう。ただし、第7条に規定する利益相反マネジメント委員会が必要と認める場合には、関連する経済的利益がある教職員と生計を一にする配偶者及び一親等の親族を含むものとする。
- 二 企業等 企業その他外部機関(個人を含む)をいう。
- 三 経済的な利益関係 企業等から給与等を受け取るなどの関係を持つことをいう。「給与等」には、給与の他に、報酬、役務又は委任による対価（コンサルタント料、謝金等）、産学官連携活動（受託研究、共同研究、寄附講座、共同研究講座、受託研究員、各種団体からの助成、知的所有権の移転、依頼分析等）に係る人材・資金、株式等（株式、株式買入れ選択権(ストックオプション)等）、寄附金、設備・物品の供与等を含むが、これらには限定されず、何らかの金銭的価値を持つものはこれに含まれる。ただし、公的機関から受領する謝金等は除く。
- 四 特別な関係 企業等への経営への参加、企業等の株式等の取得、出資、包括連携協定等締結先企業等の活動への関係を有することをいう。
- 五 個人としての利益相反 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 教職員の経済的な利益関係が、本学における当該教職員の責務と相反する状況にあること。
 - ロ 教職員の兼業先に対する責務が、本学における当該教職員の責務と相反する状況にあること。
- 六 組織としての利益相反 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 本学（本学から権限が委譲されている場合の部局等を含む。）が企業等と経済的な利益関係にあること又は特別な関係にあることが、教育及び研究その他本学の活動に影響を及ぼすおそれがあると見えること。
 - ロ 本学のための意思決定を行う権限を有する学長、副学長、部局長等（以下、「組織の長」という。）が企業等と経済的な利害関係にあること又は特別な関係にあることが、教育及び研究その他本学の活動に影響を及ぼすおそれがあると見えること。

七 臨床研究 大学院医療薬学研究科及び薬学部が行う臨床研究法(平成29年法律第16条)に定める臨床研究をいう。

(個人としての利益相反マネジメントの対象)

第3条 個人としての利益相反マネジメントは、教職員が次の各号に掲げる行為を行う場合に生ずる利益相反を対象とする。

一 学校法人就実学園就業規則第52条により許可を得て行う兼業であって、次に該当するものをいう。

イ 企業の役員に就任している教職員

ロ 産学官連携活動等の対象となった相手方企業から兼業収入が年間100万円以上見込まれる場合(ただし、医療・教育施設等の非常勤医師・講師に従事する場合の兼業は除く)

二 産学官連携活動等への参加であって、次に該当するものをいう。

イ 1件当たり100万円以上の企業との共同研究の代表者になっている教職員

ロ 1件当たり100万円以上の企業との受託研究の代表者になっている教職員

ハ 企業から人件費を含む経費を受け入れて設置する寄附講座、共同研究講座の代表者となっている教職員

ニ 企業からの受託研究員の受入責任者

三 企業等から一定金額以上の寄附金、設備・物品、株式等の供与であって、次に該当するものをいう。

イ 企業等から1件当たり100万円以上の寄附金を受け入れた教職員

ロ 産学官連携活動等の対象となった相手方企業から設備・物品を無償提供される場合

ハ 産学官連携活動等の対象となった相手方企業との間で、年間総額が300万円以上の取引(物品購入、業務委託等)を行うに際し、発注や仕様策定に関与する場合

ニ 産学連携活動等の対象となった相手方企業の公開株式を5%以上保有する場合

ホ 未公開株、新株予約権を保有している場合

四 その他、次に該当するものをいう。

イ 大学発ベンチャー企業を設立した教職員

ロ 教職員が個人保有の知的財産権を産学官連携活動等の対象となった相手方企業に譲渡又は実施許諾する場合

ハ 産学官連携活動等の対象となった相手方企業からロイヤリティ収入を得ている場合

五 第一号から前号の規定に係わらず第7条に規定する利益相反マネジメント委員会が利益相反マネジメントの対象と認めた行為

(組織としての利益相反マネジメントの対象)

第4条 組織としての利益相反マネジメントは、本学(本学から権限を委譲されている場合の部局等を含む。)が次の各号に掲げる行為を行う場合に生ずる利益相反を対象とする。

一 一定金額以上の収入を伴う産学官連携活動等、寄附金受入れ又は包括連携協定等の組織間連携であって、次に該当するものをいう。

イ 年間総額が200万円以上の共同研究、受託研究を行う場合

ロ 企業から人件費を含む経費を受け入れて設置する寄附講座、共同研究講座を受け入れる場合

- ハ 1件当たり200万円以上の研究助成金を受け入れる場合
 - ニ 単一の企業等から年間総額が500万円以上の寄附金を受け入れる場合
 - ホ 企業等と包括連携協定を締結する場合
 - ヘ 本学が保有する知的財産権を企業等に譲渡又は実施許諾する場合
- 二 企業等から株式等を取得する場合
 - 三 単一の企業等から年間総額1000万円以上の設備、機器、試料、試薬等の無償提供を受ける場合
- 2 前項の規定に係わらず組織の長が、次に掲げる個人的な利益を得る場合及び株式等を保有する場合（この場合の「組織の長」には、生計を一にする配偶者及び1親等の親族を含む。）は、組織としての利益相反マネジメントの対象とする。
- 一 単一の企業等から年間総額100万円以上の個人的な利益を得る場合
 - 二 未公開株、新株予約権を保有する場合
 - 三 発行済み株式総数の5%以上を保有する場合（合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）
- 3 第1項及び前項の規定に係わらず第7条に規定する利益相反マネジメント委員会が組織としての利益相反マネジメントの対象と認めた行為は、組織としての利益相反マネジメントの対象とする。

（個人としての利益相反マネジメントの基準）

第5条 個人としての利益相反は、本学の社会的信用を許容できない範囲で損なうおそれがあるもので、その判断基準は次の各号に掲げるものによる。

- 一 教職員が本学における職務よりも個人的な利益を優先させていると客観的に判断される場合
- 二 教職員が経済的な利益の有無に係わらず、本学の社会的な責任よりも学外の活動を優先させていると客観的に判断される場合
- 三 教職員が特定の研究課題を遂行するにあたり、当該研究課題に関連を有する企業との関係により、研究の公平性・社会性が阻害されていると客観的に判断される場合

（組織としての利益相反マネジメントの基準）

第6条 組織としての利益相反は、本学の社会的信用を許容できない範囲で損なうおそれがあるもので、その判断基準は次の各号に掲げるものによる。

- 一 本学（本学から権限を委譲された部局等を含む。）が企業等と経済的な利益関係にあること又は特別な関係にあることが、教育及び研究その他本学の活動に影響を及ぼすおそれがあると客観的に判断される場合
- 二 組織の長が企業等と経済的な利益関係があること又は特別な関係があることが、教育及び研究その他本学の活動に影響を及ぼすおそれがあると客観的に判断される場合

第2章 利益相反マネジメント体制

（利益相反マネジメント委員会）

第7条 本学に、個人及び組織に係る利益相反を適正に管理するため、利益相反マネジメント委

員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（委員会の職務）

第8条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関すること
- 二 利益相反防止に関する施策に関すること
- 三 利益相反に係る審査及び回避要請等に関すること
- 四 利益相反マネジメントのための調査に関すること
- 五 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関すること
- 六 外部からの利益相反の指摘への対応に関すること
- 七 その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項

（委員会の構成）

第9条 委員会は、次の委員によって構成する。

- 一 担当副学長
 - 二 第11条に規定する利益相反アドバイザー
 - 三 法律を専門とする学外有識者
 - 四 医学又は薬学を専門とする学外有識者（臨床研究に係る審議の場合に限る）
 - 五 その他第3項に定める委員長が必要と認めた者
- 2 前項第三号から第五号の委員は学長が委嘱し、その任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員会に委員長を置き、第1項第一号の委員をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会の会議を主催し、その議長となる。
 - 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（委員会の運営）

第10条 委員会は、毎年度1回以上開催するものとする。

- 2 委員長は、第11条に規定する利益相反アドバイザーから申し出あったときは、委員会を開催しなければならない。
- 3 委員長は、第14条の不服申し立てがあったときは、請求を受理したときから14日以内に委員会を開催し、再審査しなければならない。その際、当該事項に係る当事者を委員会に出席させ、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 委員会は、原則として、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員全員の合意をもって決することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、3分の2以上をもって決する。
- 6 委員長及び委員は、自己の携わる利益相反に係る事案について、その議事に加わることができない。この場合、議事に加わることができない委員の数は、第4項及び第5項の委員の数に参入しない。
- 7 委員長は、利益相反に関する重要事項について専門的見地からアドバイスを受けるため、外部の学識経験者の出席を求めることができる。
- 8 委員長は、委員会の審議結果を学長に報告するものとする。

（利益相反アドバイザー）

第11条 本学に、次の業務を行うため利益相反アドバイザーを置く。

- 一 教職員からの利益相反マネジメントに係る相談に対する助言、指導等
 - 二 利益相反問題に対する調査活動、面談の実施及びその結果の委員会への報告(教職員のプライバシー保護の観点から、報酬、資産等に関する自己申告の確認については、本学の顧問弁護士による面談を活用)
- 2 利益相反アドバイザーは、本学の教職員の中から学長が委嘱する。
 - 3 利益相反アドバイザーの任期は2年とし再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えないものとする。
 - 4 前項の規定に係わらず、利益相反アドバイザーに欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 利益相反マネジメントの実施方法

第1節 個人としての利益相反マネジメントの実施方法

(個人としての利益相反の申告等)

第12条 教職員は、次に掲げる各号に該当する場合は、別に定める利益相反自己申告書(以下「自己申告書」という。)を委員会に提出しなければならない。

- 一 厚生労働科学研究費補助金、厚生労働行政推進調査事業費補助金及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)が配分する研究資金等(以下「医療系外部資金」という。)に応募若しくは申請し、実施しようとするとき。
 - 二 産学官連携活動等を行うにあたり、第3条の規定に該当したとき。
- 2 前項の規定に係わらず委員会が必要と認めた場合の自己申告書に記載すべきものの範囲は、教職員のほか、当該教職員と生計を一にする配偶者及び一親等の親族とする。

(審査等)

第13条 委員会は、前条第1項の定めにより提出を受けた内容に係る利益相反について審査し、当該申告を行った教職員に対し、事前に受ける審査にあつては承認又は回避要請を、事後に受ける審査にあつて弊害が生じるおそれのある場合は是正要請を通知する。

- 2 委員会は、前項の審査において疑義が生じた場合には、第11条に規定する利益相反アドバイザーに事実関係の検討を依頼することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会は、第1項の規定により回避要請又は是正要請の通知を行った教職員に対し、調査を行うことができる。
- 4 教職員は、第1項の規定により回避要請又は是正要請の通知を受けた場合には、当該通知内容を踏まえ、適切な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第14条 前条第1項の回避又は是正の要請の通知を受けた教職員は、当該審査結果に不服があるときは、委員会に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、前条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に行なければならない。
- 3 委員会は、第1項の不服申立てを受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。

第2節 組織としての利益相反マネジメントの実施方法

(組織としての利益相反の把握)

第15条 組織の長は、委員会から求めがあったときは、第4条に定める行為等の状況について情報提供しなければならない。

(是正措置等)

第16条 委員会は、前条により得られた情報に基づき必要があると認めた場合には、組織の長に対して回避要請又は是正要請の通知を行うことができる。この場合には、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を踏まえ、必要があると認めるときは、組織の長に対し、当該報告に係る行為の回避又は是正を指示するものとする。

(不服申立て)

第17条 前条第1項の回避又は是正の要請に対する不服については、第14条の規定を準用する。

第4章 利益相反マネジメント後の対応等

(外部からの指摘への対応)

第18条 教職員に関して、外部から利益相反の指摘があったときにおいて、委員会が必要と認める場合には、委員会委員長及び指摘を受けた組織の長が対応を協議の上、適宜適切に措置を講じるとともに、本学として外部へ必要な説明を行うものとする。

(厚生労働省等への報告)

第19条 学長は、医療系外部資金を用いる研究において利益相反に関する弊害が生じた場合、弊害が生じているとみなされる可能性があると判断した場合又は委員会による管理がなされず研究が実施されていたことを知った場合には、厚生労働省、補助金配分機関又はAMEDに、当該機関の定めるところにより、速やかに報告するものとする。

(研修の実施)

第20条 委員会は、教職員に対し、利益相反について理解を深め、利益相反マネジメントに関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

(個別面談)

第21条 教職員は、利益相反を回避するため、利益相反自己申告時その他の機会において、第11条に規定する利益相反アドバイザーに個別に相談することができる。

(秘密情報及び個人情報の保護)

第22条 本学における利益相反業務に関与する者は、職務上知り得た一切の秘密情報及び個人情報を、本学の利益相反マネジメントの業務の履行のためのみ使用するものとし、他に漏えいし、又は提供してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(記録の保管)

第23条 利益相反に係る文書のうち、審査に関する文書については、審査後5年間保存しなければならない。

第5章 雑則

(事務)

第24条 この規程による利益相反マネジメントに関する事務は、総合企画課において行う。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、委員会で審議し、大学教育研究評議会に諮り学長が決定する。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年12月22日から施行する。